

フリースクール「おやまの学校」運営業務について、委託業者選定のため、公募型プロポーザルを実施することとしたので、参加を希望する者は手続を行ってください。

2025年（令和7年）4月18日

福山市長 枝 広 直 幹



1 業務概要

(1) 業務名

フリースクール「おやまの学校」運営業務

(2) 業務場所

福山市山野町（主として、旧山野中学校体育館・グラウンド、山野交流館）

※ただし、プログラムの趣旨等を鑑み、市と協議の上、他の履行場所を含めた提案も可能とする。

(3) 業務内容

フリースクール「おやまの学校」運営業務委託仕様書のとおり

(4) 業務履行期間

契約締結の日から2026年（令和8年）3月31日（火）まで

2 委託料

委託料の上限は、1,200千円（消費税および地方消費税の額を含む。）とする。

※見積書の金額が上記の委託料の上限を超過した場合は失格とする。

3 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。

(5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

(6) 福山市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者であること。

4 評価基準・評価項目

実施要領に定めるところによる。

5 受注候補者の特定

フリースクール「おやまの学校」運營業務委託事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）における評価が最も高い者を市長が本業務の受注候補者として特定する。

6 参加申込の手続等

(1) 担当部局

福山市教育委員会事務局管理部学校再編推進室

〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号（本庁舎13階）

電話 084-928-1279（直通）

電子メールアドレス gakkou-saihen@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) プロポーザル実施スケジュール

内 容	期 日
① 公告	2025年（令和7年）4月18日（金）
② 実施要領等の配付期間	2025年（令和7年）4月18日（金）から 同年4月30日（水）午後5時15分まで
③ 質問書受付期間	2025年（令和7年）4月18日（金）から 同年4月22日（火）午後5時15分まで
④ 質問書に対する回答期限	2025年（令和7年）4月24日（木）
⑤ 参加申込書類の提出期間	2025年（令和7年）4月18日（金）から 同年4月30日（水）午後5時15分まで
⑥ 参加資格審査結果通知	2025年（令和7年）5月2日（金）
⑦ 企画提案書類の提出期間	2025年（令和7年）5月2日（金）から 同年5月12日（月）午後5時15分まで
⑧ プレゼンテーションの実施	2025年（令和7年）5月16日（金）
⑨ 選定結果の通知	2025年（令和7年）5月20日（火）（予定）

(3) 実施要領等の配布期間及び配布場所

ア 配付期間

2025年(令和7年)4月18日(金)から同年4月30日(水)まで

イ 配付場所

(1)に同じ

※上記の配布期間中は、福山市ホームページ

(<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/gakkousaihen/>)

からもダウンロードできます。

(4) 参加申込書類又は企画提案書類の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

ア 参加申込書類又は企画提案書類の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、参加資格を確認し、参加資格を有する場合は、評価委員会において受注候補者としての適否を審査する。

イ 参加申込書類又は企画提案書類の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。

(5) 評価点が同点になった場合の取扱い

評価委員会による評価の結果、同点になった場合は、見積書の金額の低い者を受注候補者として決定する。

7 契約の締結

(1) 本業務の契約は、評価委員会を経て市長が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行って仕様書の内容を確定した後に、見積合せの上、締結するものとする。

(2) 市長が特定した受注候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとする。

8 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

(1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 2の委託料の上限を超えた見積書を提出した場合

(4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合

(5) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合

(6) その他本市の指示に違反する場合

9 その他

詳細は、実施要領及び仕様書に定めるところによる。